

中国地方小委員会について

1. 目的

直轄事業の事業評価など地方における道路事業の効率的な実施に関し、意見を聴取すること等を目的として設置。

2. 主な議題等

- ① 新規事業採択時評価
- ② 計画段階評価
- ③ 地域の道路事業の効率的な実施について意見聴取

①、②については、道路分科会事業評価部会に報告。

社会資本整備審議会道路分科会 中国地方小委員会運営規則

（趣旨）

第1条 本規則は、「社会資本整備審議会道路分科会運営規則」（平成22年8月3日道路分科会決定）に基づいて中国地方整備局（以下「整備局」という。）に設置する地方小委員会（以下「小委員会」という。）の組織、委員、会議、庶務その他委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

（小委員会の事務）

第2条 小委員会は、社会資本整備審議会道路分科会長（以下「分科会長」という。）の指名に基づき、以下の事務を行う。

- 1 直轄事業の事業評価など地方における道路事業の効率的な実施に関し、整備局からの報告を受けること。
- 2 整備局の報告に対し意見がある場合には、分科会長に対してその具申を行うこと。

（小委員会の委員及び組織）

第3条 小委員会に属すべき委員等（社会資本整備審議会令（平成十二年六月七日政令第二百九十九号）第4条第5項の「委員等」という。以下同じ。）は、道路分科会に属する委員等のうちから、分科会長が指名する。

- 2 委員等は、10名以内で組織する。
- 3 委員等の任期は、2年とする。
- 4 委員等は、再任されることができるが、最長6年を限度とする。
- 5 委員会に委員長を置き、分科会長が指名する。

（会議）

第4条 小委員会は、委員長が招集する。

- 2 小委員会は、審議方法を定めた社会資本整備審議会道路分科会中国地方小委員会運営要領を決定する。

（会議の成立条件）

第5条 会議は委員等の三分の一以上の出席がなければ開催することができない。

（小委員会の庶務）

第6条 小委員会の庶務は、中国地方整備局の道路部路政課において処理する。

附 則

この規則は、平成22年12月7日から施行する。

社会資本整備審議会道路分科会
中国地方小委員会 委員名簿

(敬称略、順不同)

氏 名	所 属
【委員長】 ふじわら 藤 原 あきまさ 章 正	広島大学大学院 国際協力研究科 教授
いけもと 池 本 よしこ 良 子	(株)スリーエッセンス 代表取締役
かまくら 鎌 倉 ひであき 秀 章	中国経済連合会 専務理事
こいけ 小 池 あつし 淳 司	神戸大学大学院 工学研究科 教授
こじま 小 嶋 みつのぶ 光 信	両備グループ代表
さわ 澤 きしろう 喜司郎	山口大学 経済学部 国際経済学科 教授
しのはら 篠 原 やすし 靖	跡見学園女子大学 観光マネジメント学科 准教授
はった 八 田 のりこ 典 子	島根県立大学 総合政策学部 教授

社会資本整備審議会道路分科会 中国地方小委員会運営要領

1. 目 的

本運営要領は、社会資本整備審議会道路分科会中国地方小委員会運営規則第4条2項に基づき、小委員会の審議の方法に関し必要な事項を定め、もって小委員会の透明性・客観性及び円滑な会議運営に資するものである。

2. 委員会の運営に関する事項

(1) 外部からの意見聴取

小委員会は、必要に応じて外部から意見を聴くことができる。

①意見を聴取する者の選出は、予め各委員の意見を聴いて委員長が決定する。

②意見の聴取方法は、会議への出席又は書面による提出のいずれかにより行うことができる。

(2) 会議の進行

会議の進行は、委員長が行う。

(3) 会議の記録

事務局は、会議の議事要旨及び議事録を作成し、出席した委員の確認を得なければならない。

3. 審議過程の透明性の確保に関する事項

(1) 会議の公開

会議は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、会議の内容によっては委員会に諮り、非公開とすることができる。

(2) 会議に提出した資料等の公表

会議に提出した資料、議事要旨及び議事録は公表する。ただし、個人情報等で公表することが適切でないと小委員会が判断する資料等については、公表しないものとする。

(3) 公表に係る事務

公表に係る事務については、事務局が行う。

4. その他委員会を運営する上で必要となる事項

本運営要領に定めのない事項及び本運営要領の変更は、小委員会で審議し決定する。

附 則

1 本運営要領は、平成22年12月7日から施行する。